漁港施設点検業務

漁港施設点検業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	本業務は、年次点検で新たに施設本体に欠損が発見された長井漁港の2施設について潜水調査 による点検を実施し、構造形式及び変状の詳細な位置、形状等を把握するものである。
2	履行期間	90日間
3	施行場所	横須賀市長井5丁目6番地先ほか
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	漁港漁場整備法
7	資格要件	配置技術者については、特記仕様書のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	建設部 港湾整備課 山本 翔平(連絡先 046-822-9623)

<指示又は希望事項>		
グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。	

特記仕様書

1 業務名

漁港施設点検業務

2 業務概要

潜水調查 1式

図面作成 1式

3 履行場所

横須賀市横須賀市長井5丁目6番地先ほか

4 履行期間 (90 日間)

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

5 業務目的

本業務は、年次点検で新たに施設本体に欠損が発見された長井漁港の2施設について潜水調査による点検を実施し、変状の詳細な位置及び形状等を把握するものである。

6 業務仕様

本業務は、「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部、令和4年 4月)」の定めによるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項 に読み替えて使用する。

ただし、使用材料等の基準が改正された時は、新基準に基づくものとする。

なお、特記仕様書を最優先するものとする。

7 一般事項

(1) 再発注の禁止

受託者は、印刷製本、トレース等の簡易業務以外の技術的判断を必要とする業務を第三者に請負わせてはならない。

(2) 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知った秘密とされている情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) 下検査の実施について

完了検査前に、現場代理人が立会いの上、港湾整備課の実施する下検査を受けなければならない。

(4) 基準等

本業務は、以下に示す基準および規則等に準拠し実施するものとする。

また、改訂が行われたものについては最新版に基づく。

これにより難い場合は、監督員と協議を行うものとする。

- ア 水産基盤施設機能保全計画策定の手引き(水産庁漁港漁場整備部整備課 平成27年5月改訂)
- イ 水産基盤施設の維持管理点検マニュアル(水産庁漁港漁場整備部整備課 令和2年9月)
- ウ 水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(水産庁漁港漁場整備部 平成 27 年 5 月改訂)
- エ 漁港・漁場の施設の設計参考図書(公益社団法人 全国漁港漁場協会 2015 年版)
- オ 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月)
- カ 港湾の施設の維持管理技術マニュアル ((財) 沿岸技術研究センター 平成30年7月)
- キ 港湾の施設の点検診断ガイドライン (国土交通省港湾局 平成26年7月)

(5) テクリスの登録

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が 100 万円以上の業務について、 測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) 入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認 を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、 直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。

施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内 に変更データを提出しなければならない。

変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

(6) 参考資料の貸与

業務履行上必要と考えられる参考資料等について、監督員と協議の上、適宜貸与を行うものとする。

8 業務内容

(1) 計画準備

事前に業務全体の目的及び内容を把握するとともに、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画 立案する。

(2) 協議・報告

現地調査業務を行うにあたっては、事前に現地調査の実施計画を策定し、実施計画について事前協議を行い、現地関係者に調査実施についての周知・調整を図る。

また、業務の進捗状況等の報告を履行期間の最終に行うものとする。

(3)潜水調査

以下2施設について、本体工の海面下を調査し、欠損部分の形状及び位置等を計測する。 また、状況について水中写真を撮影し、記録と併せて整理する。

① 屋形 9 号護岸 L=43.0m 長井漁港 (本港地区)

② 長井 4 号物揚場 L=54.8m 長井漁港(新宿地区)

(4) 図面作成

対象施設の全スパンについて、潜水調査による損傷・変状等の確認、計測を行い、調査結果に 基づき断面図及び平面図、側面図を作成する。

(5) 報告書作成

調査の内容について、報告書を取りまとめる。

なお、報告書の冒頭には、各施設の現地調査結果の概要版を示すものとする。

また、受託者は使用した数値(現地調査記録に基づく計測値等)及び公式、その計算過程及び 引用文献を成果品に記載するものとする。

9 成果品

- (1)報告書(正副2部、A4判、金文字黒表紙)
- (2) 調査結果の取りまとめは、図面及び記録写真等を整理し納品すること。
- (3) 電子媒体については、報告書を PDF 形式に変換し、CD-R もしくは DVD-R に記録し、報告書(2部) に添付すること。また、報告書作成に使用した図面及び文書等の電子データについても格納すること。

10 配置技術者について

- (1) 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書に定められた管理技術者を現場代理人及び主任技術者と読み替えるものとする。
- (2) 本業務に従事する主任技術者は、水産部門(水産土木)または建設部門(港湾及び空港)の技術士、あるいはRCCM(水産土木または港湾及び空港)もしくは海洋・港湾構造物維持管理士の資格を有すること。
- (3) 現場代理人が前項の資格を有する場合には、主任技術者を兼ねることができる。

11 その他

- (1)業務開始前に業務計画書を提出すること。
- (2)業務履行にあたっては、長井町漁業協同組合および関係機関との調整を図り、安全確保に万全な措置を講ずること。また、協議調整に当たっては、協議資料を作成した上で実施すること。
- (3)業務の進捗状況等について、監督員と密に連絡を取り、業務が円滑に履行できるように配慮すること。
- (4) 本業務の趣旨、目的等を勘案した上で必要と思われる事項が生じた場合、また本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上決定すること。
- (5)業務完了後において、成果品に誤りが認められた場合、請負者は速やかに訂正を行うこと。
- (6) 請負者は、業務履行中において私的(公的)物件に損傷を与えないよう注意し、万一損傷を与えた場合は、請負者の責によって対応するものとする。
- (7) 本業務より知りえた内容については、いかなる場合においても他に漏洩してはならない。





